

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方 1 号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止について

31. 4. 10  
原子力安全対策推進監  
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル - ]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 - ]
異常の概要	発生日時	31年3月5日12時20分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
		種 類

[異常の内容]

3月5日(火)13時00分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 3月5日(火)12時20分、1号機の放射線監視盤の点検に伴い、事前に緊急時対策支援システム(E R S S)の1号機補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止を原子力規制庁へ連絡すべきところ、事前に連絡しないまま作業した事を保修員が確認した。
- なお、その他の伝送データは問題ない。
- 本事象によるプラントへの影響及び環境への影響はない。

[その後の状況等]

3月5日(火)15時39分、四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- その後、点検のため停止していた当該モニタを復旧し、3月5日(火)13時1分に緊急時対策支援システムへのデータ伝送を再開した。
- 当該モニタ停止期間中は、別の補助建家排気筒ガスモニタにて正常に監視されており、監視機能に問題はなかった。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現地の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中)
	3号機	運転中(出力103%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

## 1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

## 2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

## 3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

# 伊 方 発 電 所 情 報

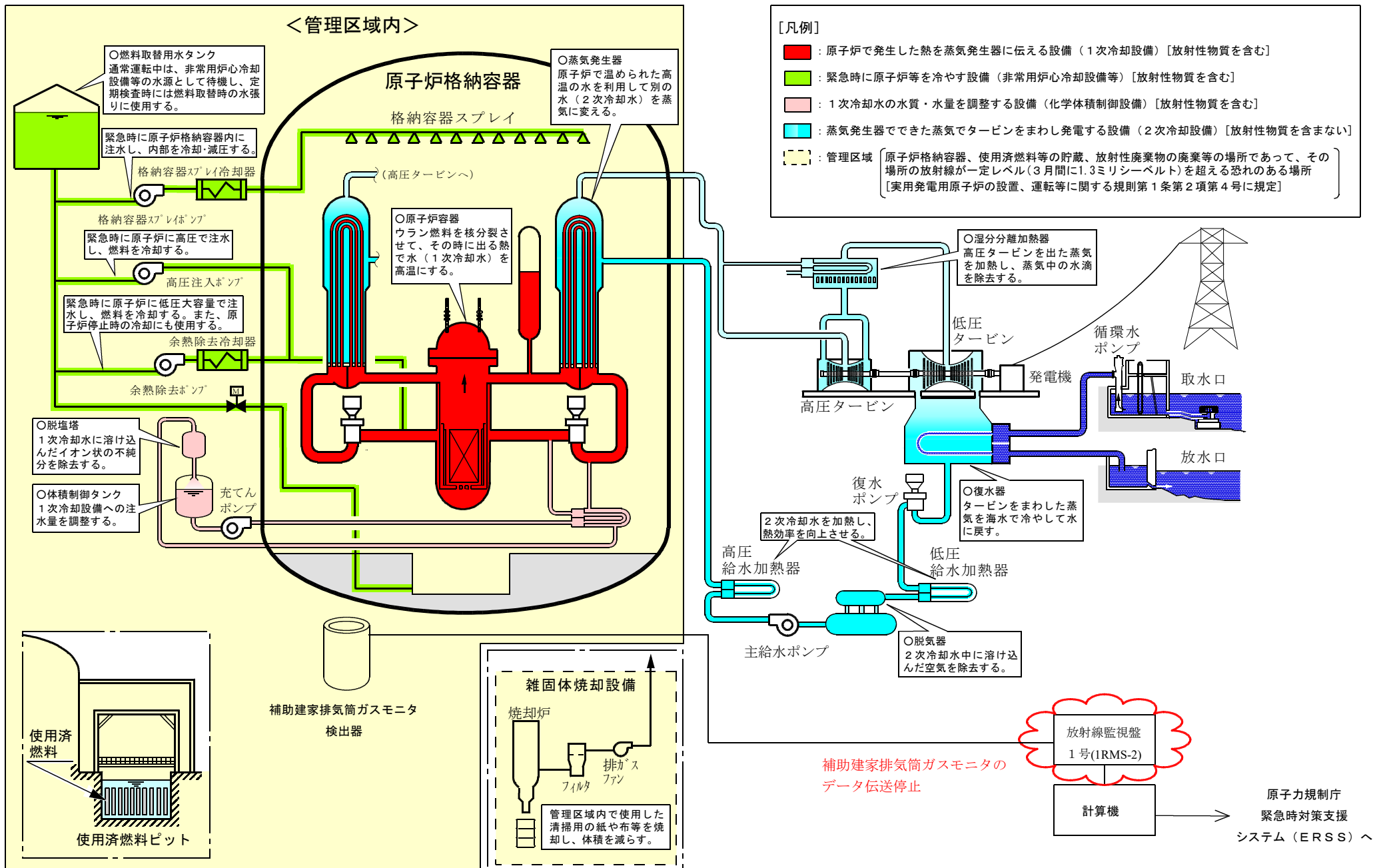
## (お知らせ、第1報)

発信年月日	平成31年 3月5日 (火) 13時 00分			
発信者	伊方発電所 増田			
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年5月23日 運転終了(第23回 定期検査中)	1.出力—MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2.第1-4回—定期検査中
発生状況 概 要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>			
	<p>1. 発生日時： 3月 5日 12時 20分</p> <p>2. 場 所： 1, 2号機 中央制御室 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p style="margin-left: 40px;">3月5日 12時 20分、1号機の放射線監視盤の点検に伴い、事前に緊急時対策支援システムの1号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止を原子力規制庁へ連絡すべきところ、事前に連絡しないまま作業した事を保修員が確認しました。</p> <p style="margin-left: 40px;">なお、その他の伝送データは問題ありません。 本事象によるプラントへの影響および環境への影響はありません。</p>			
運転状況	<p>1号機：廃止措置中</p> <p>2号機：平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中)</p> <p>3号機：(<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常運転</span>)・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中</p>			
備 考				

## 伊方発電所情報 (お知らせ、第2報)

発信年月日	平成31年 3月5日 (火) 15時 39分			
発信者	伊方発電所 増田			
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	平成30年5月23日 運転終了(第23回 定期検査中)	1.出力—MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2.第1-4回—定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>			
	<p>1. 発生日時： 3月 5日 12時 20分</p> <p>2. 場 所： 1, 2号機 中央制御室 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p>3月5日 12時 20分、1号機の放射線監視盤の点検に伴い、事前に緊急時対策支援システムの1号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止を原子力規制庁へ連絡すべきところ、事前に連絡しないまま作業した事を保修員が確認しました。</p> <p>なお、その他の伝送データは問題ありません。 本事象によるプラントへの影響および環境への影響はありません。 <b>【第1報にてお知らせ済み】</b></p> <p>その後、点検のため停止していた当該モニタを復旧し、13時01分に緊急時対策支援システムへのデータ伝送を再開しました。 当該モニタ停止期間中は、別の補助建家排気筒ガスモニタにて正常に監視されており、監視機能に問題はありませんでした。</p>			
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中) 3号機： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常運転</span> ・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中			
備考				

# 伊方発電所 基本系統図



## 用語解説

### ○放射線監視盤

放射線監視盤はプロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備の監視を行うために中央制御室に設置している盤をいう。ユニット毎に設置している。

プロセスモニタリング設備は、放出放射性廃棄物中または系統中の放射性物質の濃度を連続監視し、中央制御室で自動記録、指示を行い、放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えたときは警報を発信させる。

エリアモニタリング設備は、建家内、室内などの外部放射線に係る線量当量率の監視を行い中央制御室で自動記録、指示するとともにあらかじめ設定された値を超えたときは、現場および中央制御室に警報を発信させる。

### ○緊急時対策支援システム（ERSS）

原子力発電所が正常に稼働しているかどうかを常時確認し、事故が起こった場合に、事故状態の確認・判断、今後の事故進展を解析・予測するための国のシステム。

これらの情報（プラント情報）は原子力発電所から原子力規制庁へ送られ共有されている。

### ○補助建家排気筒ガスモニタ

補助建家排気筒からの放出放射能の監視、異常漏えいの検出及び放出率の規制の機能を持つ。

放射性物質の濃度を連続測定し、設定点を超えた時に警報を発信させる。

# 周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成31年03月05日 (火)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	17	17	17	17	17	43 <sup>**</sup>	19 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト伊方越	19	19	19	19	19	41 <sup>**</sup>	23 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト湊浦	24	24	24	24	24	44 <sup>**</sup>	26 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト川永田	25	25	25	25	25	47 <sup>**</sup>	27 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト九町	34	34	34	34	34	56 <sup>**</sup>	38 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト大成	14	14	14	14	15	40 <sup>**</sup>	16 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト豊之浦	24	24	24	24	24	49 <sup>**</sup>	26 <sup>**</sup>
	モニタリングポスト加周	25	25	25	25	25	55 <sup>**</sup>	28 <sup>**</sup>
四国電力(株)	モニタリングステーション	16	16	16	16	17	38	18
	モニタリングポストNo. 1	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	39	17
	モニタリングポストNo. 2	14	14	14	15	14	40	16
	モニタリングポストNo. 3	13	13	13	13	13	38	15
	モニタリングポストNo. 4	15	15	15	15	15	40	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○降雨の状況：有・~~無~~

○伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

### (参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成28、29年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

※平成30年度に愛媛県の検出器を更新しており、上記「平常の変動幅」の最大値に旧検出器と新測定器の平均値の差を増減して設定。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

